

特定非営利活動法人 札幌診断病理学センター定款

第1章 総則

第1条（名称） この法人は、特定非営利活動法人「札幌診断病理学センター」という。

英文名は、NPO「Sapporo Diagnostic Pathology Center」である。

第2条（事務所） この法人は、事務所を札幌市中央区大通西19丁目に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的） この法人は、広く一般市民及び医療関係者に対して診断病理（生検・手術材料の組織診断及び病理解剖）に関する啓発、普及を図るとともに、医療機関や検査所からの委託に応じて、十分な精度管理のもとで、より正確で速やかな病理組織診断を行うことにより市民の保健・医療の増進に寄与することを目的とする。また、臨床医ならびに患者や患者家族の請託を受けた主治医の依頼による病理解剖を行って、医療関係者や患者家族の社会的要求に応え、さらには医学、医療全般の向上に役立つことを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類） この法人は、第3条の目的を達成するために、「保健、医療又は福祉の増進」に関する種類の特定非営利活動を行う。

第5条（事業） この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ・ 診断病理学に関する市民を対象とした講演会等の啓発、普及に関する事業
- ・ 診断病理に関する医療相談
- ・ 病理解剖及び病理解剖学的診断に関する事業
- ・ 生検・手術組織の病理診断等の受託事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（会員の種類） この法人の会員は次の2種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人

（2）個人会員 この法人の目的に賛同して加入した個人

第7条（加入） 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むこととし、加入の承認は理事会が行う。

2 理事会は正当な理由がない限りその者の入会を認めなければならない。

第8条（年会費） 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格喪失） 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- （3）除名されたとき。

第10条（退会） この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

第11条（除名） 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款等に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還） 会員が抛出した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数） この法人に次の役員を置く。

（1）理事 6人以上

（2）監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

第14条（役員の選任） 役員は総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員の職務） 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときに、その職務を代行する。専務理事は業務を執行する。

3 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第16条（役員の任期） 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員の解任） 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第18条（役員の報酬） 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第19条（事務局） この法人に事務局を設ける。

2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

第20条（種別） この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条（構成） 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

第22条（権能） 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（1）総会の議決した事項の執行に関する事項

（2）理事会として総会に付議する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条（開催） 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認めるとき。

（2）会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

（3）法第18条第4号に定めるところにより、監事が招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めるとき。

（2）理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

（3）監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第24条（会議の招集） 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号による請求の場合、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号による請求の場合、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、会員又は理事（以下構成員という）に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長） 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第26条（定足数） 会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決） 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（書面表決） やむをえない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第29条（議事録） 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）構成員の総数

（3）会議に出席した構成員の数及び、理事会にあっては、その氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）

（4）審議事項

（5）審議の経過及び議決の結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印をしなければならない。

第6章 資産及び会計

第30条（資産の構成） この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収入

（5）事業に伴う収入

第31条（資産の管理） この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第32条（会計の原則、予算及び収支決算） この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

3 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第33条（暫定予算） 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係わる暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第34条（事業年度） この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散及び定款の変更

第35条（解散） この法人は、総会の議決を経て解散することができる。その場合、総会において構成員総数の3分の2以上の承諾を得ることが必要である。

2 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に従い、解散時の総会で選定した者に譲渡する。

第36条（定款の変更） この定款は、総会において出席した構成員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

第37条（公告） この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

第38条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事 菊地 浩吉

理事 上野 洋男

理事 森 道夫

理事 山本 直也

理事 今村 正克

理事 佐藤 昌明

理事 松山 勉

理事 大谷 静治

理事 藤澤 泰憲

監事 佐藤 昇志

理事 傳法 公麿

監事 澤田 典均

3 この法人の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成15年3月31日までとする。

付 則

1 以上は、法人役員の数改変に伴う定款変更が北海道知事に承認された日(平成16年9月17日)から施行する。